

調停・審判による相続手続のご案内

〈説明5〉

項目	ご説明	補足
1. ご依頼人	調停・審判で確定した相続預金を承継される方	
2. ご提出していただく書類	① 相続手続依頼書	②の書類提出後、相続センターから郵送いたします。
	② 調停調書謄本または審判書謄本と確定証明書 (いずれも家庭裁判所)	死亡日の記載がある場合は、亡くなられた事実を確認するための書類の提出は不要です。
	③ 依頼人の方の印鑑証明書	「相続手続依頼書」の日付から起算して6か月以内に発行されたものをご提出ください。
	④ 被相続人の通帳・証書	
	※お取引内容によっては、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。	
3. 「相続手続依頼書」のご記入内容	① 日付欄	依頼書記入日をご記入ください。
	② 代表者・相続関係者欄	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者欄の該当する関係性にチェックいただき、おところ、おなまえ、実印による捺印をお願いします。 ・関係者の方は、おなまえ、実印による捺印をお願いします。
	③ 相続手続方法欄	「5. 家庭裁判所の調停・審判による手続」を指定してください。
	④ 受取方法の選択欄	<ul style="list-style-type: none"> ・相続預金等の受取方法の該当項目にチェックいただき、お振込みの場合は、振込先の金融機関名、支店名、預金科目、口座番号、口座名義人(カタカナ)を記入してください。 ・現金でお受取りの場合は別途受領書をご提出いただきます。 ※マル優扱い預金等にかかる追徴金または税金が発生した場合は、払戻金より差し引きいたします。
	⑤ 取引明細および承継一覧欄(裏面)	
4. その他ご連絡事項	ご用意いただく書類は原本をご提出ください。当行で写しをとり、原本をご返却いたします。	

株式会社 三十三銀行

201934-P (2022.7)